

令和2年(ワ)第2509号
原告 株式会社ウルフアンドカンパニー
被告 天羽優子

証拠説明書

令和2年12月8日

さいたま地方裁判所第4民事部合議2係 御中

被告 天羽優子

乙号証	標目	原本・ 写しの 別	作成年月日	作成者	立証趣旨
1	「ウルフアンドカンパニーから訴訟を予告するメールが来ました」	写し	2020/09/18	被告	被告が実際に作成したウェブページでは、原告が提出した甲1号証とは異なり、引用部分については背景色を変えているため、メールの引用部分とそうでない部分の見分けが誰にとっても極めて容易であること。
2	「あなたのホームページの当社の情報の削除依頼 ウルフアンドカンパニー」	写し	2020/12/05	被告	原告が2020/09/17に被告に送信したウェブページの削除依頼中で「天羽さんと私のメールの遣り取りで私が作成した文章」と書いており、メールの著作者とメールのやりとりの相手が原告(法人)ではなく原告代表取締役(個人)であるとも受け取れること。

以上